



# 女性の人権ホットライン



11月14日から11月20日までは

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカ行爲といった女性をめぐる様々な人権問題が起こっています。

この問題を解消するために「女性の人権ホットライン」が設けられています。

電話は最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料で、秘密は厳守されます。

強化週間中（11月14日～11月20日）の電話相談は、平日の受付時間を延長し、また土日にも相談を受け付けています。

ひとりで悩まないで、まずは電話をしてください。電話は下記のとおり受付されます。



## 受付時間

11月14日～11月18日

午前8時30分から午後7時まで

11月19日、11月20日

午前10時から午後5時まで

上記期間以外（平日のみ）

午前8時30分から午後5時15分まで

# 0570-070-810 (全国共通ビダイヤル)

## せ けいせいのホットライン

※ PHS、IP電話の方は、次の電話番号におかけください。

奈良地方法務局：0742-23-2124